

## 国公準拠としながらも国と違う考え方を示す！

11月5日市労連は、先月26日に提出した「賃金・労働条件等の改善に関する要求書」に対する回答を受けるべく、拡大闘争委員会体制で団体交渉に臨んだ。

### 官民較差分の給与原資の確保に対する認識について

交渉の冒頭、佐々木副市長から挨拶があり、引き続き五十嵐総務部長から回答及び提案が示された。主な内容として2015給与改定については、人事院勧告を尊重し、一般職の職員給与に関する法律改正後に、①給料表は今年の4月まで遡及して改定する。若年層は2,500円程度増額改定し、その他は1,100円程度引き上げる。(給料表は別紙参照)②期末・勤勉手当は、12月の勤勉手当の支給月数を一般職員0.1月分、再任用職員0.05月分引き上げる。③単身赴任手当の基礎額及び加算額を改定する。④地域手当の支給割合を改定する。⑤嘱託職員の報酬及び臨時職員の賃金を引き上げるとの回答があった。

また、その他の要求に対する回答及び提案も示されたが、これに対し組合は「厳しい生活実態を改善するような内容になっていない」と指摘した。続いて組合は、今回の給与改定について人勸を尊重し国公準拠の考え方を示している市当局に対し、今回の人勸の問題点を説明するとともに差額支給の考え方を質した。これに対し市当局は「国と同様に現給保障されている職員については、月例給の差額支給は行わない」との考え方を示した。これに対し組合は「国と同様に考えるのであれば、官民較差のプラス分の給与原資を確保するのか」と更に追及したが、市当局は「札幌や東京で働く職員の地域手当に係る差額分や若年層の差額分は補正する」などと国とは違う考え方を示した。つまり、例えば苫小牧市の人件費が10億円とした場合、今回の官民較差が総体で1千万

円だとすれば、国と同様であれば10億1千万円を人件費総額と確保しなければならないが、苫小牧市は1千万円を確保することなく、実際に差額支給する分のみを補正する考えを示したことになる。前回の市労連ニュースでも触れたが、今回の人勸の差額の取り扱いが例年とは異なっていることが大きな問題なのである。国同様と主張するのであれば、官民較差分の給与原資を確保した上で、その分配方法をどうするのか論じるべきである。

最終的には、給与改定の差額支給について、佐々木副市長からは「組合の主張は理解した。差額分の支給方法等も含め、他市の状況を調査するためにも時間をいただきたい」との申し入れがあったため、組合もこれを了とし、持ち帰り回答をもらうこととした。

また、不透明な国会情勢についてであるが、やはり現時点でも国会開会の見通しが立っていない。上部機関の情報によれば、国会が開催されても人勸については審議入りもされないのではないかとこの情報も漏れ伝わっていることから、今後の動きを注視するとともに、これらの動きに合わせ市労連として、闘争スケジュールを再構築することも視野に入れて取り組みを進めていく必要がある。

### 高齢層職員の給与減額回復の改善策について

この間、①給与の総合的見直し、②50歳台後半の給与削減、③制度変更による退職手当の引き下げの改善策について、人事評価制度への給与反映などによって回復措置を協議していくとしていたことが、本来であれば賃金確定期前までに案が示され、協議していたにもかかわらず、未だに何ら示されていない状況に対し、当局の認識を質した。これに対し、市当局は「何ら案が示せなかったことに対し誠に申し訳な

い」と陳謝があったが、組合は定年退職者も控えている事から、早期に考え方を示すよう強く要求した。

### その他の回答内容について

今回、廃止提案のあった通勤手当の月額上限55,000円を超える場合の2分の1加算については、国ではすでに廃止していることや、苫小牧市においても今現在支給されている職員がいないことが理由としている。このことに対し組合は、持ち帰り協議したいと回答した。

また、次世代育成支援対策推進法を踏まえ、事業主として両立支援策を求めていることに対し、市役所本庁舎内に保育所の設置検討を考えているとの回答を受けたが、実は春闘期にも同じ回答が示されていた。にもかかわらず現在何ら進んでいない事に対し、組合は「実効性を持たせるべきではないか」と市当局を質し、これに対し市当局は「年度内にニーズ調査を行い、取り組みを進めていきたいと考えている」と回答した。

最後に組合から、何点か持ち帰り検討する事項もあることから、事務的に協議を進めていくことで良いかと確認し、市当局もこれを了としたことから、この日の交渉を終えた。

今後組合は、職場集会を開催し、回答・提案内容の説明等を行いながら、皆さんから意見をいただき、交渉山場に向けて精力的に取り組んでいく。

### 職場集会を開催します！

11月9日(月)から、職場集会を開催し、今回、市当局から示された回答・提案について説明に入ります。詳しくは、各単組事務局または担当執行委員から、お知らせします。

### 裏面にも記載あり

市当局から示された嘱託職員の改定予定の報酬表及び臨時職員の賃金表を記載します。

苫小牧市職員労働組合連合会

## <当局からの回答抜粋> 嘱託職員報酬表及び臨時職員賃金表

嘱託職員報酬基準表改定

(平成27年4月1日改定/単位:円)

年齢階層	60歳以上	58～59歳	55～57歳	45～54歳	35～44歳	32～34歳	29～31歳	26～28歳	23～25歳	20～22歳	18～19歳	
管理的業務	改定前	186,400	209,700	232,700								
	改定後	187,300	210,700	233,800								
	増減	900	1,000	1,100								
保健業務	改定前	198,500	222,100	232,800	241,700	233,600	220,600	213,100	199,300	182,600		
	改定後	199,500	223,100	234,000	242,800	234,800	222,300	215,300	201,800	185,000		
	増減	1,000	1,000	1,200	1,100	1,200	1,700	2,200	2,500	2,400		
看護業務	改定前	192,700	216,200	227,000	235,800	227,400	214,200	206,900	192,700	175,400		
	改定後	193,700	217,200	228,100	237,000	228,500	215,900	209,100	195,200	177,800		
	増減	1,000	1,000	1,100	1,200	1,100	1,700	2,200	2,500	2,400		
事務補助的業務	改定前	180,200	203,500	214,300	216,300	208,400	195,400	187,900	174,200	156,800	141,900	131,900
	改定後	181,000	204,500	215,300	217,400	209,500	197,300	190,200	176,400	159,000	144,200	134,100
	増減	800	1,000	1,000	1,100	1,100	1,900	2,300	2,200	2,200	2,300	2,200
監視雑役業務	改定前	155,300	178,900	189,800	192,200	185,300	173,700	167,000	154,800	139,400	126,200	126,000
	改定後	156,100	179,700	190,700	193,200	186,200	175,400	169,000	156,800	141,400	128,200	128,100
	増減	800	800	900	1,000	900	1,700	2,000	2,000	2,000	2,000	2,100

臨時職員賃金改定

(平成28年4月1日改定)

(単位:円)

職 種	現行本来額	改定後本来額	増加額	現行本来額	改定後本来額	増加額
	(日額)	(日額)		(時給)	(時給)	
事務職						
准看護師	6,500	6,600	100	830	850	20
給食調理員						
栄養士						
汽缶士						
衛生技術員	7,700	7,800	100	990	1,000	10
保育士						
運転手(特殊)						
保健師	8,400	8,500	100	1,080	1,090	10
清掃業務員						
看護師	8,200	8,300	100	1,050	1,070	20
運転手(普通)	6,700	6,800	100	860	870	10
保育調理員	7,200	7,300	100	920	940	20